

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 オンラインによる申請方法

STEP 1

添付資料の事前準備

以下の書類を準備し、スキャナで読み取るか、スマートフォンのカメラで撮影するなどにより、PDFファイルまたは画像ファイル形式(JPEGまたはPNG)にします。事業主がまとめて申請する場合は、労働者ごとに用意してください。

①運転免許証、マイナンバーカード等



②キャッシュカードや通帳等

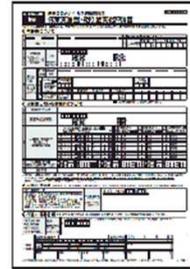


通帳の場合、開いた1・2ページ目

③給与明細や賃金台帳等



④支給要件確認書



※各添付書類の詳細については、下部URLに掲載のマニュアル、Q&Aをご確認ください。

STEP 2

マイページ登録

マイページ登録には、メールアドレスと、SMSが受信可能な携帯電話番号が必要です！

厚生労働省ホームページに掲載している新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金関係ホームページ(特設ホームページ)から、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金システムにアクセスし、メールアドレス、パスワード、携帯電話番号を登録します。登録いただいたメールアドレス、携帯電話番号に認証コードが届くため、入力してログインし、「事業主が提出する」か「労働者本人として申請する」のいずれかを選択します。

《特設ホームページ》

《特設ホームページ》…………… <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

※厚生労働省から、メールでURLをお知らせすることはありません。

※動作確認済みブラウザ
Windows10 : Microsoft Edge最新バージョン
Internet Explorer11
Chrome最新バージョン
iOS、MacOS : Safari最新バージョン
Android : Chrome最新バージョン



STEP 3

支給申請

申請者の氏名、住所等の申請情報を入力し、STEP1で準備したデータをアップロードして申請します。登録したメールアドレスに申請を受け付けた旨のメールが届きます。

詳細な操作方法、お問い合わせ

詳細な操作方法是、厚生労働省ホームページに掲載しているマニュアル、Q&Aを参照してください。

《マニュアル・Q&A掲載先(特設ホームページ内)》

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

《特設ホームページ》

コールセンターでも操作方法をご案内しています。

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話番号:0120-221-276 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15



ご注意ください！

申請内容や添付書類に誤りや不備がある場合、労働局から差し戻しされ再申請が必要になります。申請前に十分ご確認ください。また、偽りの内容による申請は、不正行為として処分の対象となることがあります。正確な内容で申請してください。